

浦安市規則第45号

浦安市重度心身障がい者手当支給条例施行規則の一部を改正する
規則

浦安市重度心身障がい者手当支給条例施行規則（令和4年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

（届出の特例）

第9条の2 第5条の規定による届出により、第6条から前条までに規定する届出事項を確認したときは、当該各条の規定による届出があったものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。